

(趣旨)

第1条 この規則は、志布志市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年志布志市条例第37号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第3号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び議員は、政務活動費の交付日の21日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書(様式第6号)の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月5日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

志布志市長 様  
(志布志市議会議長経由)

会 派 名  
代 表 者 名  
(議員にあつては、議員名)

政務活動費交付申請書

志布志市議会政務活動費の交付に関する規則(平成28年志布志市規則第16号)第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人 ( 年 月 1日現在)
- 6 交付申請額 ( 年度分) 円

(注) 議員にあつては、6のみ記載する。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

志布志市長 様  
(志布志市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名

政務活動費交付変更申請書

志布志市議会政務活動費の交付に関する規則(平成28年志布志市規則第16号)第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			年 月 日
会 派 代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日
所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
交 付 申 請 額 ( 年度分)	円	円	年 月 日

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

志布志市長 様  
(志布志市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名

会派解散届

志布志市議会政務活動費の交付に関する規則(平成28年志布志市規則第16号)第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派が解散した年月日 年 月 日

様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日  
( 扱い)

様

志布志市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、志布志市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年志布志市規則第16号）第3条の規定により、下記のとおり通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

志布志市長 様  
(志布志市議会議長経由)

会 派 名  
代表者名 ㊟  
(議員にあつては、議員名)

政務活動費交付請求書

志布志市議会政務活動費の交付に関する規則(平成28年志布志市規則第16号)第4条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、 年度分
- 2 交付の基準日における所属議員数 人

(注) 議員にあつては、1のみ記載する。

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

志布志市議会議長

様

会 派 名

経理責任者名

(議員にあっては、議員名)

政務活動費収支報告書

志布志市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年志布志市条例第37号)第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務活動費\_\_\_\_\_円

2 支出

(単位:円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残額\_\_\_\_\_円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。